

大情個審答申第9号

平成22年11月8日

大津市長 目片 信 様

大津市情報公開・個人情報保護審査会

会長 駒 林 良 則

個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項等について（答申）

平成22年9月22日付け大都指第489号で諮問のありましたことについて、審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、今回適当と認めた諮問事項についても、今後の個人情報の保護に対する社会の意識の変化等を踏まえ、適宜必要な見直しを行いながら適正な運用に努められ、個人情報の取扱いについて万全の保護措置を図られるよう要請します。

記

1 電子計算機等の結合による個人情報の提供制限の例外に関する事項（条例第13条第1項関係）について

諮問された事項については、国及び都道府県への提供に関しては、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと判断され、妥当なもの認められる。

電子計算機等の結合による個人情報の提供制限の例外に関する事項

(条例第13条第1項関係)

システム等の名称 (所管課)	提供する個人情報	提供先	電子計算機等の結合による提供制限の例外を認める理由
財団法人建築行政情報センターが構築した建築行政共用データベースシステムのサブシステムである台帳・帳簿登録閲覧システム (建築指導課)	建築基準法第93条の2の規定に基づき建築基準法施行規則第11条の4に規定された書類のうち、建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、処分等概要書、全体計画概要書の記載事項並びに工作物及び建築設備に係る同条の建築計画概要書に相当する記載事項(建築主の氏名、住所等、設計者及び工事監理者の氏名、資格等、建築物の用途、延べ面積等、建築確認、中間検査、完了検査その他の処分に係る証書交付者、交付年月日等)	国及び都道府県	<p>建築行政共用データベースシステムの構築に当っては、国をはじめとする関係行政機関が関与していること等から、適切な情報の管理が行われるものと考えられる。そして、建築行政における建築物の安全性に係る対応の迅速化を図るため、国及び都道府県に情報を提供することについては、公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる。</p> <p>しかし、国及び都道府県以外の者への提供については、そのためのシステムの構築が今後に予定されており、提供される情報の範囲が不明であること等から、現時点ではその適否を的確に判断することができない。よって、今後、関係するシステムが構築され、国及び都道府県以外の者に電子計算機等の結合によって本件諮問に係る情報を提供しようとするときには、改めて当審査会へ諮問されたい。</p>